平成２８年（フ）第１１号
鳥取県鳥取市東今在家167番地２、旧住所鳥取県鳥取市岩倉467番地15　雇用促進住宅１―503号
債務者　山内真由美
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７号
鳥取県鳥取市国府町奥谷２丁目207番地　エントピア楓102号、旧住所鳥取県鳥取市秋里744番地３　フィオーレＡ201号
債務者　瀧本エイプリルこと　ボニファシオエイプリル（ＢＯＮＩＦＡＣＩＯ　ＡＰＲＩＬ）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２号
山口県下関市椋野町２丁目11番56号　石本ハイツ10　103号、前住所山口県萩市大字下田万1216番地
債務者　中藤　美幸
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第８号
愛媛県松山市中村３丁目９番５号
債務者　吉田　利恵
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２１号
愛媛県東温市北方甲3215番地４
債務者　石川　晴信
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２号
愛媛県東温市北方甲3215番地４
債務者　石川　道子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４号
愛媛県西宇和郡伊方町川永田乙390番地１　新川荘
債務者　中川　哲豪
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第５号
愛媛県新居浜市西原町３丁目３番45号、前住所愛媛県新居浜市中須賀町１丁目３番4053　サーパス中須賀511
債務者　原田　隆芳
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第７号
福岡県直方市大字山部1439番地　コーポラスＫ２―102号
債務者　大石　　猛
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第４７号
福岡県筑後市大字羽犬塚145番地１　ノーブルヒルズ202号、前住所熊本市西区島崎３丁目20番37―１号　サバービアＭ＆Ｍ104
債務者　富安真由美
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第２５号
大分市大字皆春928番地（アメニティⅢ―201）
債務者　石田麻奈美
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２７号
宮崎市大塚町大塩道下4698番地１　ＭＤパレスⅠ―203号、前住所名古屋市港区甚兵衛通３丁目３番地の１　プレシャスコート201号
債務者　村山　恵美
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２６３号
金沢市鳴和１丁目６番12号、従前の住所金沢市笠舞本町１丁目７―52
債務者　東　　茉里
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７７号
金沢市入江１丁目14番地　ベルトピア金沢４206号
債務者　炭　　正則
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで　金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９号
福井県越前市三ツ口町92番地　スカイコート陽康105
債務者　飯田　ちい
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
兵庫県南あわじ市八木大久保602番地１
債務者　坂東　和昭
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係